

JIS

UDC 621.365.48:641.542.12

C 9213

電 気 ポ ッ ト

JIS C 9213-1988

(1999 確認)

(2005 確認)

昭和 63 年 12 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

家庭電器部会 家庭用電熱器具専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	富 沢 一 行	財団法人日本電気用品試験所
	横 江 信 義	通商産業省機械情報産業局
	稲 葉 裕 俊	資源エネルギー庁公益事業部
	前 田 勲 男	工業技術院標準部
	吉 満 行 孝	通商産業省通商産業検査所
	佐々木 弘 明	自治省消防庁消防研究所
	熊 田 泰 治	三菱電機ホーム機器株式会社
	美 田 節 男	鳥取三洋電機株式会社
	鈴 木 栄 治	株式会社東芝家電事業本部
	三 谷 義 徳	松下電器産業株式会社電化本部
	大 熊 明	社団法人日本電機工業会
	石 崎 貞 博	日本電熱機工業協同組合
	大 熊 礼 子	主婦連合会
	吉 田 静 江	消費科学連合会
	片 岡 茂	国民生活センター
	飛 田 恵 理 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	渡 辺 厚	財団法人日本消費者協会
	岩 崎 泰 子	東京友の会
	竹 村 章	全国電器小売商業組合連合会
	齋 藤 有 常	日本百貨店協会
	吉 田 孝 一	社団法人日本電機工業会
	山 田 一 宣	松下電器産業株式会社電化調理事業部
	木 村 義 弘	象印マホービン株式会社
	大日向 昭 一	株式会社東芝電機器事業部
(事務局)	五十嵐 重 雄	工業技術院標準部電気・情報規格課
	穂 山 貞 治	工業技術院標準部電気・情報規格課
	長 谷 亮 輔	工業技術院標準部電気・情報規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 47.6.1 改正：昭和 63.12.1 確認：平成 5.10.1

官 報 公 示：平成 5.10.13

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 山村 昌）

審 議 専 門 委 員 会：家庭用電熱器具専門委員会（委員長 富沢 一行）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気ポット

C 9213-1988

(1993 確認)

Electric Pots

1. 適用範囲 この規格は、定格消費電力 1.5 kW 以下の容器と発熱体とを一体にした、主として家庭用の電気ポット（以下、ポットという。）について規定する。ただし、電熱線露出形及び電極式は除く。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある数値及び単位は、従来単位によるものであって、参考値として併記したものである。

2. 用語の意味 この規格に用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 器体 本体及びふたの総称。
- (2) 本体 ふたを除く部分。
- (3) 容器 本体の一部で水を入れる部分。
- (4) ふた（上ふた） 本体に附属し、外装の一部を開閉する機能をもつ部分。
- (5) 中せん 容器の開口部を閉止する機能をもつ部分。
- (6) 注水機構 本体を持ち上げず、また、傾けずに容器の中の湯や水を空気圧などを利用して注ぐことができる機能をもつ部分。

3. 種類 種類は、表 1 のとおりとする。

表 1 種類

種類	形式	注水方式	備考	
普通形電気ポット	一般式	取っ手を備え、これを持って器体を傾けて注水する。	水温を一定温度（沸騰点に達しない温度）で持続的に維持することができないもの。	
	落下式	容器の下部に止水栓などを設け、これを開閉し、自然落下によって注水する。		
自動形電気ポット	一般式	取っ手を備え、これを持って器体を傾けて注水する。	① 水温を一定温度（沸騰点に達しない温度）で持続的に維持することができるもの。 ② 調節温度が固定のものと可変のものがある。	
	落下式	容器の下部に止水栓などを設け、これを開閉し、自然落下によって注水する。		
	ポンプ式	空気圧利用式（手動） ⁽¹⁾		手動式注水機構によって注水する。
		空気圧利用式（電動） ⁽²⁾		電動式注水機構によって注水する。
	揚水ポンプ利用式（電動） ⁽³⁾	電動式揚水ポンプによって注水する。		

注 (1) 空気圧を利用した注水機構をもつもので、プッシュプレート又はレバーを手で操作することによってベローズ内の圧縮空気が水面を押し注水するもの。

(2) 空気圧を利用した注水機構をもつもので、押しボタン（スイッチ）を押し、電動機などによってベローズを伸縮させ、ベローズ内の圧縮空気で水面を押し注水するもの。

(3) 電動式揚水ポンプを利用するもので、押しボタン（スイッチ）を押し、電動機などによって揚水ポンプを動作させ、水をくみ上げて注水するもの。

引用規格、対応国際規格：18 ページに示す。